

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	システム整備等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	航空自衛隊クラウドシステム 全体		3補LPS-XX58294-7
			大承 臣認 令和 年 月 日
	システム維持		作成 令和 元年12月13日
			改正 令和 5年 7月 7日
			令和 5年 8月23日
		作成等 部名 第 3 補 給 処	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊クラウドシステム（以下，“空自クラウド”という。）全体のシステム維持について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00010によるほか、表1による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合は、分任支出負担行為担当官（以下，“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS P 0138 紙加工仕上寸法

JIS X 6249 80mm (1.46GB/面) 及び120mm (4.70GB/面) DVDレコーダブルディスク (DVD-R)

JIS X 6282 情報交換用120mm追記形光ディスク (CD-R)

b) 仕様書

CPS-E706003 電子計算機借上 航空自衛隊クラウドシステム（共通プラットフォーム）借上 その1（01新規）

C&LPS-Y00010 整備技術利用共通仕様書

c) 法令等

著作権法（昭和45年法律第48号）

品名	航空自衛隊クラウドシステム全体 システム維持
----	------------------------

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2023年（令和5年）3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定〕

d) その他

航空自衛隊第3補給処官給品等取扱要領（以下，“官給品等取扱要領”という。）

2 役務に関する要求

2.1 空自クラウド全体の維持業務

契約の相手方は，空自クラウドシステムの維持に必要な事項及び個別サービス維持業者に対する統制並びにシステム借上契約の相手方（以下，“維持保守業者”という。）との協力事項について実施するほか，細部は，附属書Aによる。また，空自クラウド概要図及び対象サービスは，図1に示す。

なお，維持保守業者との協力事項については，CPS-E706003 の4.1.2，4.6.1 及び4.6.3 による。

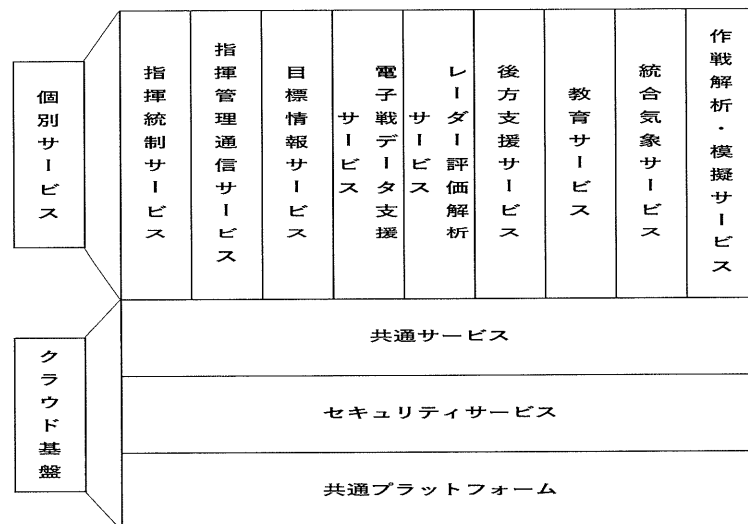


図1－空自クラウド概要図

2.2 維持役務実施期間

維持役務実施期間は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までとする。ただし、空自クラウド（統合気象サービス）は、令和6年7月1日から令和7年1月31日までとし、空自クラウド（作戦解析・模擬サービス）の期間は、令和6年5月1日から令和7年1月31日までとする。

2.3 維持管理部隊

航空システム通信隊（市ヶ谷基地）

2.4 維持管理部隊における役務

契約の相手方は、維持管理部隊と調整し、現地作業を実施する。

なお、現地作業で知り得た設定諸元情報は、4.10に示す保護すべき情報として管理する。

2.5 臨時技術員の改善

臨時技術員の改善は、G&LPS-Y00010の2.3による。

2.6 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

2.7 再委託

契約の相手方は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔2023年（令和5年）3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定〕に基づき、次により実施する。

- a) 契約の相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、分支担官の承認を受けなければならない。
- c) b)に基づき再委託先の事業者が義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うほか、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- d) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、官側と協議したうえで、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に基づき必要な手続きを実施する。

2.8 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合は、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、

“業務実施者”という。)を確保する。

- b) 業務実施者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）及び業績等を有している。
- c) b)の業務実施者が他の手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる体制にある。
- d) 臨時技術員は、a)～c)に示すもののほか、次の知識を有している。
 - 1) 空自クラウドに関してシステムの概要を理解し、システムを構成するソフトウェア及びハードウェアに関する十分な知識を有している。
 - 2) 空自クラウドを構成する各機能に関し、機能間の連携及び関連性を理解している。
 - 3) 空自クラウドを構成する各装置の操作について、知識技能を有している。
 - 4) 発生した事象に即座に対応し、関係するソフトウェア及びハードウェアに関して原因特定のための切り分けが出来る能力を有している。
 - 5) 秘密の取り扱いに関する資格を有している。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

4.2 臨時技術員届

臨時技術員届は、G&LPS-Y00010の3.1による。

なお、契約の相手方は、役務の実施に当たり、臨時技術員に携行させる。

4.3 立入制限場所への立入

契約の相手方は、立入制限場所への立入許可を必要とする場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達に基づき申請し、許可を受けなければならない。

4.4 官側における支援

契約の相手方は、必要な場合次の事項について、現地部隊の監督官と調整して、可能な範囲で支援を受ける。

- a) 部隊の保有する機器等の使用及び操作に関する事項
- b) 部隊の保有するデータ及び資料の閲覧に関する事項
- c) 基地への立入りに関する手続き及び立入制限場所への立入調整
- d) 役務の実施に必要な場所及び備品等の利用
- e) 部隊での電気、水、冷暖房設備（燃料を含む。）の利用
- f) 臨時技術員の待機場所
- g) その他、部隊の監督官が必要と認めた事項

4.5 リバースエンジニアリングの禁止

契約の相手方は、部隊等の器材に実装しているプログラムにリバースエンジニアリングを実施しない。

4.6 貸付品

契約の相手方は、必要に応じて表3及び表4に示す貸付品を官給品等取扱要領により貸付を受ける。ただし、表4の26～30については、資料保有部隊と調整し、貸付を受ける。

4.7 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に当たり、直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関係する場合は、秘密保全に関する訓令によるほか、別途、分支担官の定めるところにより秘密保全を行う。

4.8 著作権等

著作権等については、次による。

- a) 役務の実施に当たり、第三者の著作権等を侵害しないことを確認する。
- b) 本役務において作成した資料等が、第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用で当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用及びその他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- c) 本役務において作成される資料等に関する著作権等の帰属については、次による。
 - 1) 契約の相手方が従来から有していた資料等の著作権は、契約の相手方等に留保される。ただし、官側はこれらの資料等を契約の相手方の同意の上、第三者に対し利用を許諾することが可能である。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒まない。
 - 2) 契約の相手方がこの役務の実施に当たり作成した資料等の著作権等は、全て官側に無償で譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利の譲渡も含む。）する。ただし、契約の相手方は、当該資料等を官側の同意の上、利用することが可能である。
 - 3) 契約の相手方は、官側に対し著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
- d) 本役務において知り得た知識を、官側の同意なしに他に使用してはならない。
- e) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取決められた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けなくてはならない。

4.9 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置

契約の相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスク対応を行

品名	航空自衛隊クラウドシステム全体 システム維持
----	------------------------

う。

4.10 情報の保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項**”及び添付資料“**調達における情報セキュリティ基準**”に基づき

（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監督等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.11 物品の取扱い

契約の相手方は、契約に基づき受領した貸付品の取扱いを**官給品等取扱要領**に定めるところにより実施する。

4.12 契約相手方の技術協力

契約の相手方は、官側が本契約に関する技術的事項について情報の提示を求めた場合は、協力を行う。ただし、特別な理由により情報の提示が困難な場合は、官側と協議する。

表 1－用語及び定義

番号	用語	定義
1	A C I (Air self- defense force Cloud Computing Infrastructure)	“航空自衛隊クラウド基盤”と同意。 なお、整備事業名称及び情報システム関連規則体系で適用する名称としては、“航空自衛隊クラウドシステム”と読み替える。
2	A C I ベースライ ン	集約・統合する情報システムの共通プラットフォーム、共通サービス、セキュリティサービス、個別サービスの各機能及びシステム構成並びに責任分界点等を明確化するために記述した文書のことをいう。
3	C O T S (Commercial- Off-The-Shelf)	既製品で販売やリースが可能となっているソフトウェアやハードウェア又は一般向けにライセンス提供されているものをいう。
4	D I I (Defense Information Infrastructure)	防衛情報通信基盤をいう。自衛隊が共通に使用するデータ通信のためのネットワークで、通信回線、データ通信装置、電子計算機、周辺機器、その他のハードウェア、ソフトウェア、データ及び付帯設備で構成される。
5	S L A (Service Level Agreement)	サービスを提供する事業者が契約者に対し、品質保証の範囲を明示したもの。
6	システム・ログ	システムが記録する動作履歴
7	システム・ログ等	システム・ログ及び関連するデータ
8	パッチ	プログラムの不具合対応や改良のために適用する修正プログラム
9	パッチ等	パッチ、ウイルス検索ソフトの定義ファイル及び不正侵入検知システム等のシグネチャ、ソフトウェアやハードウェアを使用する際に必要となるベンダ提供のデータ又はソフトウェアをいう。ファームウェアのアップデートのデータも含まれる。
10	パフォーマンス	サーバ、ネットワークを構成する装置及び端末機器の上で動作するソフトウェアの処理性能、実行速度、通信回線又はネットワークの伝送速度や伝送容量をいう。

表 1－用語及び定義（続き）

番号	用語	定義
1 1	パフォーマンスデータ	システム監視のソフトウェアから収集した稼動状況に関するデータ
1 2	プログラムの応急処置	システムが正常に作動しなくなった場合に、プログラムの一時的な改修又は修正により、システムの運用を継続させるための処置
1 3	ベンダ	販売会社及びシステム開発会社
1 4	ライフサイクル等	ソフトウェアやハードウェア等の製品が、販売又は提供されてから、新製品の販売開始や製造会社からの保証終了等、当該製品の利用が困難となるまでの一連の流れ及び期間をいう。空自クラウドシステムでは、使用されている製品（ソフトウェア及びバージョンアップ製品を含む。）の導入から利用終了又は入替までの期間及びパッチや定義ファイルの配布間隔を含む。
1 5	リソース	計算資源（CPU、メモリ等）をいう。個々のプログラムやプロセスが、その処理のために必要とするCPU時間（CPUを占有した時間）及びメモリ使用量などの概念を含む。
1 6	仮想グループ	同じリソースプールに属している仮想マシンで、類似するホスト要件を持つ仮想マシンの集合体をいう。仮想マシングループと同意
1 7	仮想マシン	仮想化ソフトウェアによって作り出される仮想的なコンピュータ
1 8	官給品等	契約の相手方が当該契約の履行のために支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）
1 9	基地間ネットワーク	基地と基地を結ぶD I Iで構成されるネットワーク
2 0	基地内ネットワーク	D I Iの統合ルータと加入システムの端末等を接続するためのネットワーク

表 1 - 用語及び定義 (続き)

番号	用語	定義
2 1	個別サービス	共通プラットフォーム上で稼働する部隊等の任務特性等に 応じたアプリケーションサービスをいう。原則として 航空自衛隊が独自に設計・製造したプログラムによる実 装を前提とし、必要に応じて標準化できないCOTSに よる実装も含む。
2 2	個別サービス等	個別サービスに、共通プラットフォームを構成するハー ドウェア、ソフトウェアを加えたもの。
2 3	指揮統制サービス	各種データベースから、作戦計画の立案を行う。
2 4	指揮管理通信サー ビス	電報及び電送文書の送受信を行う。
2 5	目標情報サービス	目標情報の解析を行う。
2 6	電子戦データ支援 サービス	指揮統制サービスの作戦計画立案機能と連動した電子戦 支援に関する機能
2 7	レーダー評価解析 サービス	レーダー評価業務資料の作成及び解析を行う。
2 8	後方支援サービス	事務共通システムにおいて整備される業務機能
2 9	教育サービス	術科教育用システムに関する機能
3 0	統合気象サービス	気象観測、解析及び予報業務を支援する機能
3 1	作戦解析・模擬サ ービス	作戦解析を行うためのシミュレーション機能
3 2	共通サービス	共通プラットフォーム上で稼働するアプリケーションサ ービスの集合概念であり、共通的に利用するものをサー ビスとして提供する。
3 3	セキュリティサー ビス	セキュリティ上の要件を保証するための機能を一元的に 管理して提供する。
3 4	共通プラットフォ ーム	一時的または特殊な用途のために必要となるハードウェ アを仮想化技術により提供する評価環境提供サービス及 び研究環境提供サービスを内包する。

表 2 - 提出書類

番号	名称	秘等区分	記憶媒体の種類	提出先及び数量				提出時期	仕様書 項番
				入間	市ヶ谷		十条		
					第3補給処	航空幕僚監部防衛部事業計画第2課			
1	空自クラウド全体システム維持実施計画書	-	CD-R 又は DVD-R	1 ^{a)}	1	1	1	役務開始の 1週間前まで	A. 2. 2 a)
2	空自クラウド全体システム維持総括報告書	-	CD-R 又は DVD-R	1 ^{a)}	1	1	1	納期までに	A. 2. 2 b)
3	臨時技術員届	-	印刷物	3 ^{b)}	-	-	-	契約締結後、速やかに	4. 2

注記 1 印刷物の規格は、JIS P 0138 の A 列 4 番とする。

注記 2 媒体の規格は、JIS X 6249 又は JIS X 6282 とし、ファイル形式は、PDF 形式とする。

注^{a)} 提出先は、第3補給処資材計画部長とする。

注^{b)} 提出先は、分支担当とする。

表 3 - 貸付品 (プログラム)

番号	名 称	プログラム識別番号 (物品識別番号)	数量 単位	秘等 区分	登録番号
1	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACICOM F002 S 00 (PNMACICOMF002S00)	1 E A	—	—
2	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACISEC F002 S 00 (PNMACISECF002S00)	1 E A	—	—
3	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACIACC F002 S 00 (PNMACIACCF002S00)	1 E A	秘	補本通秘 第 5 - 1 号
4	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACICMS F001 S 00 (PNMACICMSF001S00)	1 E A	—	—
5	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACIEDS F001 S 00 (PNMACIEDSF001S00)	1 E A	—	—
6	航空自衛隊クラウドシステム (目標情報サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACIMJS F001 S 00 (PNMACIMJSF001S00)	1 E A	—	—
7	航空自衛隊クラウドシステム (レーダー評価解析サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M RDV/ACI F001 S 00 (PNMRDV/ACIF001S00)	1 E A	—	—
8	航空自衛隊クラウドシステム (後方支援サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M LSS1/ACI D001 S 00 (PNMLSS1/ACID001S00)	1 E A	—	—
9	航空自衛隊クラウドシステム (教育サービス) 運用プログラム ソース・プログラム	M ACIEDU F001 S00 (PNMACIEDUF001S00)	1 E A	—	—
<p>注記 貸付時の最新版とし、貸付後に変更等があった場合は、変更された最新版の貸付を受ける。</p>					

表4-貸付品（プログラム・ドキュメント等）

番号	名 称	プログラム 識別番号 (版型式)	数 量	秘等 区分	備 考
1	航空自衛隊クラウドシステム システム設計書	M ACI F001 A (改訂1)	1	—	—
2	航空自衛隊クラウドシステム 全体サービス設計書	M ACICOM F001 A (改訂1)	1	—	—
3	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACICOM F001 B (改訂1)	1	—	—
4	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム概要設計書	M ACICOM F001 C (改訂1)	1	—	—
5	航空自衛隊クラウドシステム (共通サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACICOM F001 M (改訂1)	1	—	—
6	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用プログラム基本設計書	M ACISEC F001 B (改訂1)	1	—	—
7	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用プログラム概要設計書	M ACISEC F001 C (改訂1)	1	—	—
8	航空自衛隊クラウドシステム (セキュリティサービス) 運用プログラム操作手順書	M ACISEC F001 M (改訂1)	1	—	—
9	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACIACC F001 B (改訂2)	1	—	—
10	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プログラム概要設計書	M ACIACC F001 C (改訂2)	1	—	—

表 4 - 貸付品 (プログラム・ドキュメント等) (続き)

番号	名 称	プログラム 識別番号 (版型式)	数 量	秘等 区分	備 考
1 1	航空自衛隊クラウドシステム (指揮統制サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACIACC F001 M (改訂 2)	1	—	—
1 2	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACICMS F001 B (基本版)	1	—	—
1 3	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用プログラム概要設計書	M ACICMS F001 C (基本版)	1	—	—
1 4	航空自衛隊クラウドシステム (指揮管理通信サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACICMS F001 M (基本版)	1	—	—
1 5	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACIEDS F001 B (基本版)	1	—	—
1 6	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラム基本設計書別冊	M ACIEDSC F001 B (基本版)	1	秘	登録番号： 補本通秘第 2 - 4 6 号
1 7	航空自衛隊クラウドシステム (電子戦データ支援サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACIEDS F001 M (基本版)	1	—	—
1 8	航空自衛隊クラウドシステム (目標情報サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACIMJS F001 B (基本版)	1	—	—
1 9	航空自衛隊クラウドシステム (目標情報サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACIMJS F001 M (基本版)	1	—	—
2 0	航空自衛隊クラウドシステム (レーダー評価解析サービス) 運用プログラム基本設計書	M RDV/ACI F001 B (基本版)	1	—	—

表４－貸付品（プログラム・ドキュメント等）（続き）

番号	名 称	プログラム 識別番号 (版型式)	数 量	秘等 区分	備 考
2 1	航空自衛隊クラウドシステム (レーダー評価解析サービス) 運用プログラム操作手順書	M RDV/ACI F001 M (基本版)	1	—	—
2 2	航空自衛隊クラウドシステム (後方支援サービス) 運用プログラム基本設計書	M LSS1/ACI D001 B (基本版)	1	—	—
2 3	航空自衛隊クラウドシステム (後方支援サービス) 運用プログラム操作手順書	M LSS1/ACI D001 M (基本版)	1	—	—
2 4	航空自衛隊クラウドシステム (教育サービス) 運用プログラム基本設計書	M ACIEDU F001 B (基本版)	1	—	—
2 5	航空自衛隊クラウドシステム (教育サービス) 運用プログラム操作手順書	M ACIEDU F001 M (基本版)	1	—	—
2 6	基地内伝送路基盤 共通設計書	—	1	—	資料保有 部隊：
2 7	基地内伝送路基盤 基地別設計書	—	1	—	第3補給 処
2 8	航空自衛隊クラウドシステムに 関する技術資料	—	1	—	資料保有 部隊：
2 9	航空自衛隊クラウドシステム (統合気象サービス)に関する 技術資料	—	1	—	航空幕僚 監部防衛 部事業計 画第2課
3 0	航空自衛隊クラウドシステム (作戦解析・模擬サービス)に 関する技術資料	—	1	—	
注記	貸付時の最新版とし、貸付後に変更等があった場合は、変更された最新版の貸付を受ける。				

附属書 A

(規定)

航空自衛隊クラウドシステム全体の維持業務実施要領

A.1 序文

航空自衛隊クラウドシステムの業務実施要領について規定する。

A.2 全体システム維持業務

A.2.1 体制の整備

体制の整備は、次による。

- a) 契約の相手方は、本仕様書に示す、要求事項を満たす空自クラウド全体の役務を実施するため、個別サービス維持業者の統制及び調整並びに維持保守業者との協力に必要な役務の体制を整備する。
- b) 契約の相手方は、空自クラウドに係る維持の全般状況を把握するため、官側と各個別サービス維持業者との業務調整の窓口の役割を務める。
- c) 契約の相手方は、空自クラウド全体システム維持実施計画に係る業務に関し、官側に報告の上、各個別サービス維持業者に対する所要の指導、統制を実施し、対応を主導する。

A.2.2 計画書及び報告書の作成

計画書及び報告書の作成は、次による。

- a) **空自クラウド全体システム維持実施計画書の作成** 空自クラウド全体システム維持実施計画書の作成は、次による。
 - 1) 契約の相手方は、役務開始の1週間前までに、次の事項を記載した空自クラウド全体システム維持実施計画書を作成する。

なお、提出するに当たり、事前に案を1部作成し航空幕僚監部防衛部事業計画第2課情報システム班長（以下，“情報システム班長”という。）、第3補給処資材計画部長（以下，“資計部長”という。）の順に確認を受け、分支担官の承認を得る。
 - 1.1) 実施体制
 - 1.2) 実施日程
 - 1.3) 実施要領（コミュニケーション管理、業務要領の規定及び統制事項を含む。）
 - 1.4) その他、必要事項
 - 2) 契約の相手方は、各個別サービス維持業者の支援を得て、個別サービス維持実施計画書を掌握し、空自クラウド全体システム維持実施計画書との整合を図るほか、空自クラウド全体の役務に係る事項について統制する。
 - 3) 契約の相手方は、A.2.2 a)2)の結果、空自クラウド全体システム維持実施計画書に変更が有る場合は、速やかに修正し、A.2.2 a)1)と同様に確認及び承認を得る。
- b) **空自クラウド全体システム維持総括報告書の作成** 契約の相手方は、契約期間の最終

月に、次の事項を記載した空自クラウド全体システム維持総括報告書を作成するほか、各個別サービス役務に係わる事項について個別サービス維持業者の支援を受けて作成する。

なお、提出するに当たり、事前に案を1部作成し、情報システム班長、資計部長の順に確認を受ける。

1) **契約期間中における維持活動の総括** 契約期間中における維持活動の総括は、次による。

1.1) 全ての発生事象

1.2) 発生事象等に関する対応（根本原因、再発防止及び対応結果を含む。）

2) ベンダ公開情報（分析結果及び対応状況）

3) リソース使用状況の分析（分析結果、最適化案及び実施結果）

4) S L A達成状況の分析と改善策

5) 次年度以降に向けての提案

A.2.3 空自クラウド維持業務の全般管理

契約の相手方は、空自クラウド全体システム維持実施計画書に基づき、空自クラウドに係る維持業務の全般の管理について、次の事項を行う。

a) **コミュニケーション管理** 契約の相手方は、個別サービス維持業者と情報共有及び各種調整を図るため、定期的な会議（テレビ会議を含む。）を行うほか、必要に応じて官側の出席を求める。

なお、作成した議事録は官側の確認を受ける。

b) **発生事象等の管理** 契約の相手方は、空自クラウド全体の不具合等発生事象を掌握し、当該対処が完了するまで、受付日時、件名、発生日時、発生基地、対処内容、対処結果及びその他必要事項について記録し、一元的に管理する。

なお、発生事象等の管理について必要により個別サービス維持業者の実施要領を統制する。

c) **実施状況の管理** 契約の相手方は、個別サービス維持業者の維持業務が空自クラウドに係る実施内容の整合を図る。

d) **報告会** 報告会は、次による。

1) **定例報告会** 契約の相手方は、空自クラウド全体維持業務の実施状況について、報告会を実施する。実施場所、報告内容及び報告周期は次を基準とし、実施日時は官側と調整する。

なお、報告会に当たり、各個別サービス維持役務に係る事項について該当する個別サービス維持業者から支援を受ける。

1.1) **実施場所** 実施場所は、市ヶ谷基地とする。

1.2) **報告内容及び報告周期** 報告内容及び報告周期は、次による。

1.2.1) 全ての発生事象の報告は、月1回とする。

1.2.2) 発生事象等に関する対応（根本原因、再発防止を含む。）の報告は、月1回と

する。

- 1.2.3) ベンダ公開情報の分析結果の報告は、月1回とする。
- 1.2.4) リソース使用状況の分析及び最適化案の検討結果の報告は、年2回（5月、8月）とする。
- 1.2.5) S L A達成状況の分析及び運用改善策の報告は、年1回とする。
- 1.2.6) 環境設定の変更における支援の報告は、月1回とする。

- 2) **総括報告会** 契約の相手方は、契約期間の最終月に、A.2.2 b)空自クラウド全体システム維持総括報告書について報告会を実施する。実施場所は市ヶ谷基地を基準とし、日程については、官側と調整する。

なお、報告会の実施に当たり、各個別サービスの維持役割に係る事項について、該当する個別サービス維持業者の支援を受ける。

- 3) **臨時報告会** 契約の相手方は、緊急を要する事項又は運用に大きく影響を与える事項等について、官側と調整し臨時報告会を実施する。

なお、報告に当たり個別サービス維持役割に係る事項について、該当する個別サービス維持業者の支援を受ける。

A.2.4 発生事象等に関する対応

発生事象等に関する対応は、次による。

- a) **発生事象等に関する電話連絡等対応** 契約の相手方は、発生事象等に関し、官側からの電話連絡等に対応するほか、関連する個別サービス維持業者及び維持保守業者への対応について官側の支援を行う。

なお、電話連絡等の内容及び対応内容について、受付日時、件名、発生日時、発生基地、対処内容、対処結果及びその他必要事項を、当該対処が完了するまでを記録する。

- b) **対処を要する個別サービス等の特定** 契約の相手方は、官側からの電話連絡等で入手した発生事象等の情報のうち、次に示す発生事象等について、発生事象等の状況、発生条件及びシステム環境等の調査並びにパフォーマンスデータ及びシステム・ログ等を収集し、整理及び分析を行い、対処を要する個別サービス等を特定する。

なお、該当する個別サービス維持業者から個別サービス維持役割に係る事項及び維持保守業者からシステム借上契約に係る事項について支援を受ける。

- 1) 空自クラウドを構成する個別サービス等との間の発生事象
- 2) 空自クラウドと接続しているシステムとの発生事象
- 3) 空自クラウドを構成する契約の異なる装置間の発生事象

- c) **対処を要する個別サービス等の調査** 契約の相手方は、対処を要する個別サービスの原因究明及び復旧の調査について、個別サービス維持業者の統制を実施する。

なお、複数の個別サービス維持業者及び維持保守業者が関係する場合は、連携・調整を行う。

- d) **同種発生事象等の切り分け手順及びシステム・ログ等収集手順の検討** 契約の相手方

は、同種発生事象等の発生時に維持管理部隊による迅速な発生箇所の切り分け及びシステム・ログ等の収集を可能とする手順を検討する。

なお、必要に応じ個別サービス維持業者から個別サービス維持役務に係る事項及び維持保守業者からシステム借上契約に係る事項について支援を受ける。

- e) **対処要領の立案** 契約の相手方は、当該障害の調査結果に基づき、システム全体の対処要領（プログラムの応急処置を含む。）及び動作確認手順を立案する。

なお、個別サービス維持業者から個別サービス維持役務に係る事項及び維持保守業者からシステム借上契約に係る事項について支援を受け立案する。

- f) **対処要領の通知** 契約の相手方は、対処要領（プログラムの応急処置を含む。）及び動作確認手順について、該当する個別サービス維持業者と対処要領を共有し、官側に通知する。

- g) **復旧作業支援** 契約の相手方は、官側による復旧作業及び動作確認を支援する。官側作業では復旧が困難な場合、該当する個別サービス維持業者による復旧作業支援（プログラムの応急処置を含む。）を統制する。システム借上契約に係る事項については維持保守業者から支援を受ける。

- h) **発生事象等に関する根本原因の追究及び再発防止** 発生事象等に関する根本原因の追究及び再発防止は、次による。

- 1) **根本原因の追究** 契約の相手方は、関連する個別サービス維持業者による根本原因の追究について、空自クラウド全体に係る問題を把握し、必要な処置について統制する。システム借上契約に係る事項については維持保守業者から支援を受ける。
- 2) **再発防止策の立案及び実施手順の作成** 契約の相手方は、個別サービス維持業者及び維持保守業者による再発防止策（根本対処）及びその実施手順の立案について、空自クラウド全体に係る問題を把握し、必要な処置について統制する。システム借上契約に係る事項については維持保守業者から支援を受ける。取りまとめた実施手順書を官側へ通知する。
- 3) **再発防止策の実施** 契約の相手方は、A. 2. 4 h) 2) で作成した手順に基づき、官側が行う再発防止策の実施及び実施結果の確認について、該当する個別サービス維持業者及び維持保守業者を統制し支援する。

A. 2. 5 COTSの更新に関する支援

COTSの更新に関する支援は、次による。

- a) **ベンダ公開情報の入手** 契約の相手方は、空自クラウドで使用している構成品のCOTSに関するパッチ等のリリース状況及びライフサイクル等の情報を官側又は維持保守業者から月1回を基準に入手し、個別サービス維持業者と共有する。
- b) **ベンダ公開情報の分析** 契約の相手方は、A. 2. 5 a) で入手した情報が、空自クラウド全体に与える影響について、次の事項を分析する。

なお、個別サービス維持業者から個別サービス維持役務に係る事項及び維持保守業者からシステム借上契約に係る事項について支援を受ける。

- 1) パッチ等の適用により改善される事象
 - 2) パッチ等を適用しない場合の直接的な問題及び空自クラウドに与える影響（ライフサイクルを含む。）
 - 3) パッチ等を適用した場合に発生しうる問題，影響範囲及びその対応策（必要により契約会社で構築した疑似環境での事前確認を含む。）
 - 4) 適用手順案（適用時に運用に与える影響の分析を含む。）
- c) **パッチ等適用における運用プログラム等の適合性確認支援** 契約の相手方は，A. 2. 5 b)の分析結果に基づき，官側が実施する運用プログラム等の適合性確認について，適用手順案及び評価環境の設定等の支援を行う。
- なお，必要により個別サービス維持業者からの支援を受けて，官側の支援を行う。
- d) **運用プログラム等への影響対策** 契約の相手方は，A. 2. 5 c)の適合性確認の結果，運用プログラム等に影響した場合，次の事項について対策案を検討する。
- なお，必要により個別サービス維持業者からの支援を得て，官側の支援を行う。
- 1) 適用内容の再分析
 - 2) 代替策の立案
 - 3) 回避策の立案
- e) **パッチ等の適用** パッチ等の適用は，A. 2. 8により実施する。

A. 2. 6 リソースの最適化に関する支援

リソースの最適化に関する支援は，次による。

- a) **リソース分析** リソース分析は，次による。
- 1) 契約の相手方は，空自クラウドの仮想グループ及び各仮想マシンについて，次の項目のリソースの使用状況を官側より紙又はデータで受領し，ネットワーク機器の適切な設定及びリソースの過不足等の分析を行う。
 1. 1) CPU
 1. 2) メモリ
 1. 3) ストレージ
 1. 4) 基地内ネットワーク
 1. 5) 基地間ネットワーク
 - 2) 個別サービスに係る事項については，個別サービス維持業者を統制し，分析を実施させる。
 - 3) 分析の対象については，官側と調整し，分析に当たっては，サービス又は仮想マシンごとの利用状況等を考慮して実施する。
- b) **リソース最適化案の検討** A. 2. 6 a)の分析結果に基づき，次の事項について空自クラウド全体のリソース最適化案を検討する。
- なお，個別サービス維持業務に係る事項については，個別サービス維持業者の行う検討を統制する。
- 1) 仮想グループごとの余剰リソース

- 2) 仮想マシンごとの余剰リソース
 - 3) 仮想マシンごとに不足しているリソース
 - 4) 基地内及び基地間のネットワーク使用状況
 - 5) 分析結果に基づくネットワーク機器の適切な設定
- c) **リソース最適化の実施** リソース最適化は、A. 2. 8 により、実施する。

A. 2. 7 S L Aに関わる支援

S L Aに関わる支援は、次による。

- a) **S L A達成状況の分析** 契約の相手方は、A C Iベースラインで定義されている標準S L Aに、S L A目標レベルの数値が記載されているものについて、達成状況を分析する。
- b) **改善策の立案** 契約の相手方は、A. 2. 7 a)の分析の結果、S L A目標レベルを達成していない場合は、原因を調査し、運用要領の見直しを含めた改善策を検討し、立案する。

なお、必要により個別サービス維持に係る事項について、個別サービス維持業者からの支援を受ける。

- c) **改善策の実施** A. 2. 8 により、改善策を実施する。

A. 2. 8 環境設定の変更における支援

契約の相手方は、個別サービス維持業者を統制し、官側が実施する空自クラウドの環境設定変更の支援について、次の事項を実施する。

- a) **変更計画の立案における支援** 環境設定の変更計画の立案において、該当する個別サービス維持業者を統制し、官側の検討を支援する。
- b) **設定変更の手順書の作成** 環境設定の変更に当たり、必要に応じて次の項目を基準に適用するための手順書を作成する。

なお、個別サービス維持に係る事項について必要により個別サービス維持業者から支援を受ける。

- 1) 設定変更中の運用に与える影響
 - 2) 環境設定の変更手順
 - 3) 実施スケジュール（案）（現地での作業が必要な場合は、その計画も含む。）
 - 4) その他、必要な事項
- c) **環境設定の変更作業における支援** 官側が環境設定の変更を行う場合、手順実施時の詳細操作等において支援を行う。
 - d) **環境設定の変更に伴う資料の修正支援** 環境設定の変更に伴い官側が管理するデータ等の修正が必要な場合、官側の指示のもと、修正作業を支援する。

A. 2. 9 その他の支援活動

その他の支援活動は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の要望に基づき、空自クラウドの安定稼働のため、必要な活動を支援する。

なお、必要により個別サービス維持業者から個別サービス維持役務に係る事項について支援を受ける。

- b) 空自クラウドに関連する技術的事項について必要がある場合、官側の求めに応じ他の会議へ参加する。

情報セキュリティ指定書	統制番号	M05K-021APADE-NP3-0002		
	調達要求番号	DP2351 5824 0003 ~ 0003		
	調達要求年月日	令和5年8月24日		
	作成部課	第3補給処資材計画部資材計画課		
	作成年月	令和5年8月24日		
件名	航空自衛隊クラウドシステム全体システム維持			
仕様書番号	3補LPS-XX58294-7			
1 指定事項				
<p>契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に基づき適切に管理するものとする。</p>				
2 保護すべき情報				
保護すべき情報を次のとおり指定する。				
番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備考
1	器材名及びIPアドレス	仕様書項番4.10 維持管理部隊における役務の際に知り得た設定諸元情報	—	—
2	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1で指定した保護すべき情報を除く。）	—	—	—